

大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地の
指定管理候補者の選定結果について

平成20年11月10日
企画振興部観光・地域振興局

1 経緯

大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地の指定管理候補者の選定にあたり、大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会（以下、選定委員会）は、応募事業者から提出された書類の審査を行ってまいりましたが、このたび、審査・選定が終了いたしましたので、ここに結果をお知らせします。

2 大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会委員

委員長	小手川 義光	(大分県企画振興部審議監)
委員	高橋 裕二郎	(九重の自然を守る会理事)
委員	辻野 功	(別府大学教授)
委員	村松 政幸	(公認会計士)
委員	中尾 和博	(大分県企画振興部観光・地域振興局長)

3 指定管理候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会 (審査基準、スケジュール、募集要項等の検討)	平成20年9月8日(月)
公募開始 (公告)	平成20年9月11日(木)
公募に関する質問受付	平成20年9月16日(火)～ 平成20年10月3日(金)
公募に関する現地説明会実施	平成20年9月19日(金)
申請書の受付(申請2団体)	平成20年10月17日(金)～ 平成20年10月24日(金)
応募資格等確認	平成20年10月24日(金)
ヒアリング実施通知	平成20年10月27日(月)
●第2回大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会 (ヒアリング、審査、協議・選定)	平成20年11月5日(水)

※●は選定委員会

4 審査の方法、審査基準及び配点について

9月8日に開催した第1回大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会において、審査基準及び配点を定めました。この内容は、募集要項に記載しています。

審査基準	審査の項目	配点
1. 住民の平等な利用が確保されるとともにサービスの向上が図られるものであること	(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性 (2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	30点 × 5人 = 150点
2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1) 景観に配慮し、施設の利用促進を図るための具体的な手法及び期待される効果 (2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	54点 × 5人 = 270点
3. 管理の経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	42点 × 5人 = 210点
4. 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2) 安定的な運営が可能となる組織体制 (3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤 (4) 類似施設の運営実績 (5) 情報保護の取組	74点 × 5人 = 370点
計		1000点

5 申請団体一覧

平成20年9月11日から10月24日までの間、公募を行い、以下の団体から申請がありました。

(受付順)

	団 体 名
1	株式会社 おおいた観光サービス
2	有限会社 吉武建設
計	2団体

6 選定結果及び選定理由

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

【団体名】

株式会社 おおいた観光サービス

【選定理由】

同団体の提案は、これまでの運営経験を活かし、具体的で実現可能性が高い内容となっており、堅実な運営が期待できる点が評価された。

特に、地元の各種団体やボランティアなどとの協働の取り組みについて、具体的な提案がなされており、高い評価となった。

さらに、安定的な運営を行うための金融機関の支援体制等の経理的な基盤についての評価など、多くの項目で高い評価を受け、その結果、選定基準の大項目4項目中3項目で選定されなかった団体の評点を上回り（残り1項目は同点）、合計点でも上回ったため、指定管理候補者に選定した。

【指定期間】

平成21年4月1日～平成26年3月31日まで（5年間）

7 審査の評価及び得点

(各団体の評価項目毎の合計得点)

選定基準	審査の項目	内 容	(株)おおいた 観光サービス	(有)吉武建設
住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (県条例第4条第1号)	(1)施設の設置目的及び県が示した管理の方針	①施設の設置目的に合致した内容であるか	12	10
		②県の管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	10	9
		③団体の経営理念等は適切なものであるか	10	6
	(2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①事業内容に偏りがいないか	11	8
		②生活弱者等への配慮があるか	9	5
	(3)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か	22	14
		②募集要項に示した内容への提案は適切か	11	6
③自主事業の提案は施設の設置目的に照らし適切か、また効果があるもの		18	16	
小 計			103/150	74/150
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (県条例第4条第2号)	(1)景観に配慮し、施設の利用促進を図るための具体的な手法及び期待される効果	①自然公園内の施設として、景観への配慮をしているか	21	15
		②広報計画等、利用促進への取組内容は効果を期待できるものであるか	54	48
		③地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか	40	20
	(2)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①施設管理・安全管理は適切か	20	18
		②維持管理は効率的に行われているか	24	24
小 計			159/270	125/270
管理の経費の縮減が図られるものであること。	(1)施設の管理運営に係る経費の内容	①経費の縮減及び効率的な管理運営のために、創意工夫がなされているか、実現可能なものか	112	112
小 計			112/210	112/210
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (県条例第4条第3号)	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	18	16
		②収支計画の実現可能性はあるか	23	16
	(2)安定的な運営が可能となる組織体制	①職員体制は十分か	16	18
		②職員採用・確保の方法は適切であり、十分な見通しがあるか	9	8
		③職員の育成指導・研修体制等により能力の確保が図られているか	20	12
	(3)安定的な運営が可能となる経理的基盤	①団体の財務状況は健全であるか	60	42
		②金融機関や出資者等の支援体制は十分か	22	12
	(4)類似施設の運営実績	①類似施設を良好に運営した実績はあるか	44	36
(5)情報保護の取組	①個人情報保護の取組は十分か	21	21	
小 計			233/370	181/370
合 計			607/1000	492/1000

(総合評価)

総合評価	
株式会社 おおいた観光サービス	提案の内容は、具体的で実現可能性が高く、これまでの実績から堅実な運営が期待できる点が評価された。 個別の項目では、地元の各種団体との協働やボランティアとの連携など地域活動について具体的な提案がなされており、高い評価となった。 また、サービス向上のための取り組みについても利用者への各種情報提供などの具体的な内容が評価され、さらに、安定的な運営を行うための金融機関の支援体制等の経理的な基盤などについても高い評価となった。
有限会社 吉武建設	類似施設の運営経験に基づき、効率的な運営に取り組もうとする姿勢は評価されたものの、提案内容が総じて具体性に乏しく、また、類似施設の経営実績についても具体的な提示が無かったため、管理を安定的に実施できるかという点などで選定された団体を上回る評価を得られなかった。

8 今後の予定

指定管理候補者は、選定委員会の結果をふまえて県で正式に決定され、県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定されます。

【参考資料】

- 第1回大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会議事要旨

指定管理者の募集要項等について説明を行い、承認を得た。

- 第2回大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地指定管理候補者選定委員会議事要旨

各提案団体からヒアリングを実施し、審査基準に基づき採点を行い、協議を行った結果、「株式会社 おおいた観光サービス」を指定管理候補者に選定した。